## 第六管区海上保安本部公示第41号

水路業務法(昭和25年法律第102号)第8条の規定に基づき、水路測量の実施 について次のとおり公示する。

令和7年10月15日

## 第六管区海上保安本部長

小野 雄介(公印省略)

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
  - 名 称 広島県東部農林水産事務所
  - 住 所 広島県福山市三吉町一丁目1-1
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
  - 区 域 三原瀬戸付近(付図のとおり)
  - 期 間 令和7年10月17日から 令和8年1月30日までのうち2日間
- 3 水路測量の実施方法 単素子音響測深機による測深及びGNSSによる船位決定
- 4 航行船舶に対する安全措置 水路測量を行っている船舶は、水路業務法施行規則(昭和25年運輸省令 第55号)第6条に定める標識(白紅白の燕尾旗)を揚げる



